

令和8年度

## さぬき市職員募集要項

事務（大学卒）、事務（短大卒）

事務（職務経験者対象）

土木（大学卒）、社会福祉士



**【申込受付】** 令和8年5月11日（月）～6月3日（水）

**【第1次試験】** 令和8年6月21日（日）

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び勤務内容並びに受験資格

試験区分	採用予定人員	勤務先及び勤務内容	受験資格
事務 (大学卒)	7名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し</u> 、一般行政事務等に従事します。	平成9年4月2日以後に生まれた人で、学校教育法における大学（短期大学、高等専門学校を除く。）を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「大学卒」に該当する人を含む。）
事務 (短大卒)	1名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し</u> 、一般行政事務等に従事します。	平成13年4月2日以後に生まれた人で、短期大学を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「短大卒」に該当する人を含む。） ※大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは卒業見込みの人、又はこれらに相当する学歴を有すると市長が認める人は、 <u>受験できません。</u>
事務 (職務経験者対象)	1名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し</u> 、一般行政事務等に従事します。	次の①と②のいずれにも該当する人 ①昭和56年4月2日以後に生まれた人で、高等学校を卒業した人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「高校卒」に該当する人を含む。） ②令和9年3月31日までに、民間企業又は公的機関等における職務経験が通算して5年以上ある人（注5） ※大学、短期大学若しくは高等専門学校等を卒業した人又はこれらに相当する学歴を有すると市長が認める人も <u>受験できます。</u>
土木 (大学卒)	1名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し</u> 、専門の業務に従事します。 また、一般行政事務等に従事する場合があります。	昭和56年4月2日以後に生まれた人で、学校教育法における大学（短期大学、高等専門学校を除く。）の土木に関する専門課程を修了して卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「大学卒」に該当する人を含む。）
社会福祉士	2名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し</u> 、専門の業務に従事します。 また、一般行政事務等に従事する場合があります。	昭和56年4月2日以後に生まれた人で、 <u>社会福祉士の免許</u> を有する人又は令和9年に実施される国家試験により免許を取得できる見込みのある人

(注)

1. 採用予定人員は、変更する場合があります。
2. 申し込むことができる試験区分は1つに限られ、受験申込受付後の変更は認められません。  
また、令和8年6月21日(日)に実施予定であるさぬき市職員採用試験の他の試験区分と重複して申し込むこともできません。
3. 受験資格の有無及び申込書記載事項の確認のため、関係する証明書等の提出を求める場合があります。
4. 資格の取得が受験資格の要件となっている職種は、第2次試験に合格した際、証明書類の提出が必要となります。証明書類の提出がない場合、受験資格は失効します。
5. 職務経験が複数の場合は、職歴証明書等で確認できるものに限り、それらの期間を通算します。(非常勤の職での勤務も含まれます。)ただし、週の正規勤務時間が30時間未満の勤務、同一企業等で6か月未満の勤務及び育児休業、休職、停職期間を除きます。なお、第2次試験に合格した際、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職務経験期間が証明できない場合や職務経験年数等が受験資格に満たない場合は、試験に合格しても採用されません。

## 2 前記以外の受験資格

前記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

(地方公務員法第16条の欠格条項)

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 試験の方法及び内容

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。

第1次試験、第2次試験の成績がそれぞれ一定以下の場合、合格者なしとする試験区分もあります。

### (1) 第1次試験

第1次試験の試験種目及び試験時間等は、次のとおりです。

《試験種目・試験時間》

試験区分	試験種目	試験時間
事務(大学卒) 事務(短大卒) 事務(職務経験者対象)	職務能力試験	1時間
	事務適性検査	20分(説明等含む)
土木(大学卒)	専門試験	2時間
	事務適性検査	20分(説明等含む)
社会福祉士	専門試験	1時間30分
	事務適性検査	20分(説明等含む)

《試験の方法》

試験科目・検査	方法
職務能力試験	地方行政への関心と理解、論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な内容について、択一式による筆記試験を行います。 「国内外の社会情勢への理解度等」の問題では、公務部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだことなど)やニュース等で報道された内容が出題されます。
事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から検査します。
専門試験	試験区分に応じて必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。試験問題は、おおむね別表1に掲げる分野から出題します。

《専門試験の出題分野》 別表 1

試験区分	専門試験の出題分野
土木（大学卒）	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
社会福祉士	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論

(2) 第2次試験

第2次試験では、作文試験、適性検査、集団討論及び面接試験を行います。

試験	方法
作文試験	文章による表現力、思考力、構成力、創造力等について作文試験を行います。
適性検査	職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面から検査します。
集団討論	集団での討論により、課題に対する理解力、表現力、協調性、積極性等について試験を行います。
面接試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

日時等 試験	日時・場所	合格者発表
第1次試験	<p><b>令和8年6月21日（日）</b></p> <p>(1) 事務（大学卒）、事務（短大卒） 事務（職務経験者対象） <u>受付時間</u> 午前9時30分～午前9時45分 <u>実施時間</u> 午前10時00分～午前11時40分頃</p> <p>(2) 土木（大学卒） <u>受付時間</u> 午後1時00分～午後1時15分 <u>実施時間</u> 午後1時30分～午後4時10分頃</p> <p>(3) 社会福祉士 <u>受付時間</u> 午後1時00分～午後1時15分 <u>実施時間</u> 午後1時30分～午後3時10分頃</p> <p><u>場 所</u> さぬき市役所本庁を予定しています。 〔さぬき市志度 5385 番地 8〕 ※受験票送付時にも通知します。</p>	令和8年7月中旬ごろ、さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に対して通知します。	さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。

## 5 合格から正式採用まで

- (1) 第2次試験の合格者（最終合格者）は、令和9年4月1日に採用する予定です。
- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。  
補欠合格者は、補欠合格者名簿（令和9年3月31日まで有効）に登録され、欠員等が生じた場合に成績順に採用を決定します。採用は、令和9年4月1日の予定ですが、令和9年4月2日以降になる場合があります。
- (3) 令和9年3月31日までに受験資格となる大学等及び短大等を卒業見込みの人がその日までに卒業できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失うものとします。
- (4) 免許が必要な試験区分でその免許を取得見込みの人が令和9年3月31日までに取得できなかった場合（令和9年に実施される国家試験を受けた人は、その試験に合格しなかった場合）は、採用される資格を失い、又は採用を取り消すものとします。
- (5) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則として6か月までの期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合は、正式採用となります。
- (6) 学歴詐称など申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用される資格を失い、又は採用を取り消すものとします。
- (7) 令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「子ども性暴力防止法」という。）」に基づき、施行後に採用される人で「子どもに接する業務」に従事する場合は、特定性犯罪※の前科の有無を確認するための性犯罪事実確認が必要となります。  
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させない等の措置を講じる必要があるため、この試験の最終合格者に対し、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがありますので、あらかじめ御了承ください。（「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、子ども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。）

## 6 給与及び勤務時間等

- (1) 現在の規則で定められている初任給は、次のとおりです。  
また、学歴、職歴等によって調整する場合があります。

試験区分	学歴区分	初任給	試験区分	学歴区分	初任給
事務（大学卒） 土木（大学卒）	大学卒	237,600円	事務 （職務経験者対象）	大学卒	237,600円
				短大卒	222,600円
				高校卒	206,700円
事務（短大卒）	短大卒	222,600円	社会福祉士	大学卒	237,600円
				短大卒	222,600円

- (1) このほか、期末・勤勉手当及び支給要件該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (2) 通常の勤務時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分勤務、週休2日制）です。ただし、勤務する部門や職種によっては、変則勤務となる場合があります。

## 7 採用試験受験申込手続

- (1) 募集要項及び受験申込書の請求

### (ア) 直接受け取る場合

次の配布場所でその旨を申し出て受け取ってください。（平日の午前8時30分～午後5時15分）

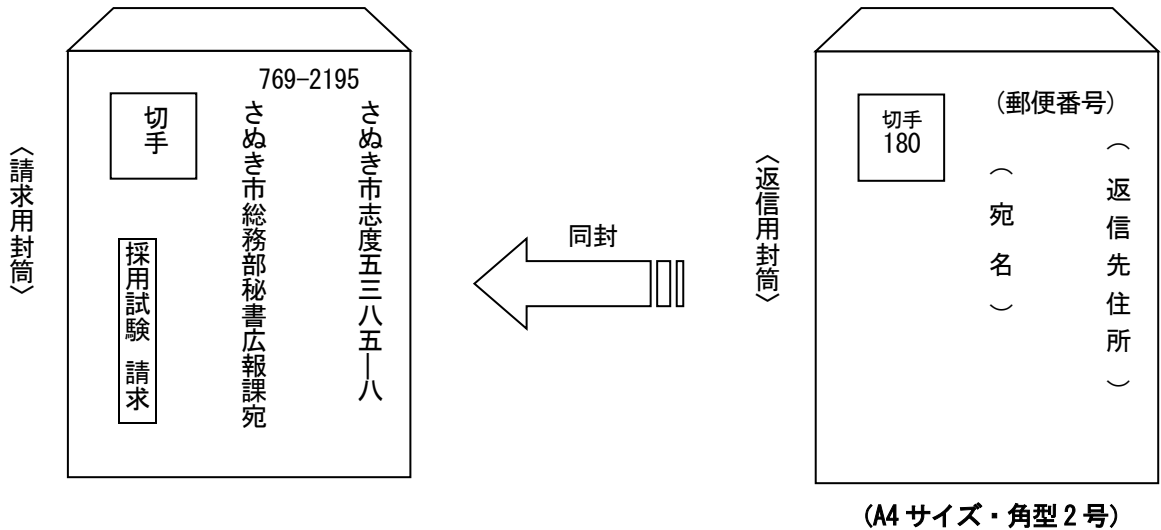
- ・さぬき市役所市民部市民課（1階）又は総務部秘書広報課（3階）
- ・さぬき市役所寒川庁舎総合支所の窓口、津田・大川・長尾の各出張所の窓口

※津田・大川・長尾の各出張所の開庁日は「月曜・水曜・金曜」です。（開庁時間は午後5時まで）

(イ) 郵便で請求する場合

封筒の表に「採用試験請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（A4 サイズ・角型 2 号）を必ず同封して、さぬき市役所総務部秘書広報課に請求してください。

（返信用封筒には、切手 180 円分（速達の場合は 480 円分）を貼ってください。）



(ウ) ホームページからダウンロードする場合

募集要項及び受験申込書は、ホームページからダウンロードできます。

それぞれのファイルを A4 サイズの用紙（受験申込書は、必ず白色の用紙）に印刷してください。

◇ホームページアドレス [ <https://www.city.sanuki.lg.jp/> ]

トップページにある『キーワードから探す』に『正規職員』と入力しアクセスしてください。

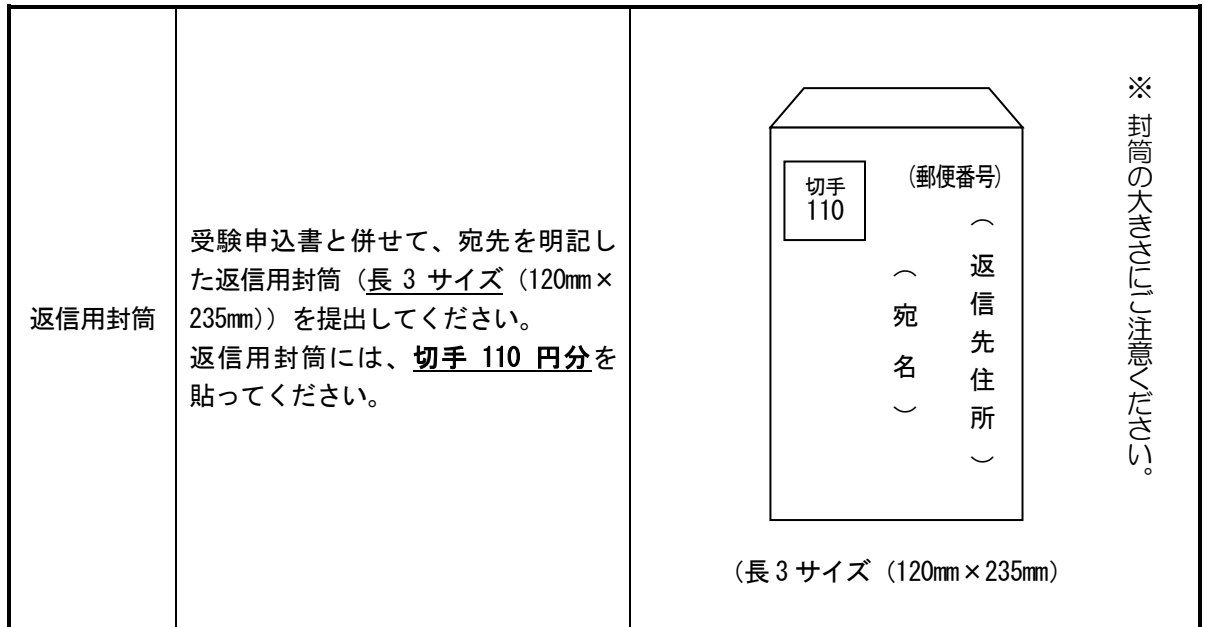
※ 電話及び電子メールによる募集要項及び受験申込書の請求は、一切受け付けません。

(2) 受験申込み等

(7) 提出書類（受験申込書及び返信用封筒）

受験申込書	<p>所定の申込書に必要な事項を記入し、<b>最近 6 か月以内に撮影した写真</b>（上半身・脱帽・正面向き・縦 4.5cm・横 3.5cm）を 1 枚貼付してください。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>令和8年度 さぬき市職員採用試験受験申込書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">写真</td> <td style="width: 80%; height: 100px;"></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">（受験申込書）</p>	写真	
写真				

※ 記入要領をよく読んで正しく記入してください。



※ 第1次試験合格者は、後日、指定する日までに、最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書を提出していただきます。

(イ) 受付期間及び時間

令和8年5月11日（月）から令和8年6月3日（水）までの土曜日・日曜日・祝日を除く  
平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

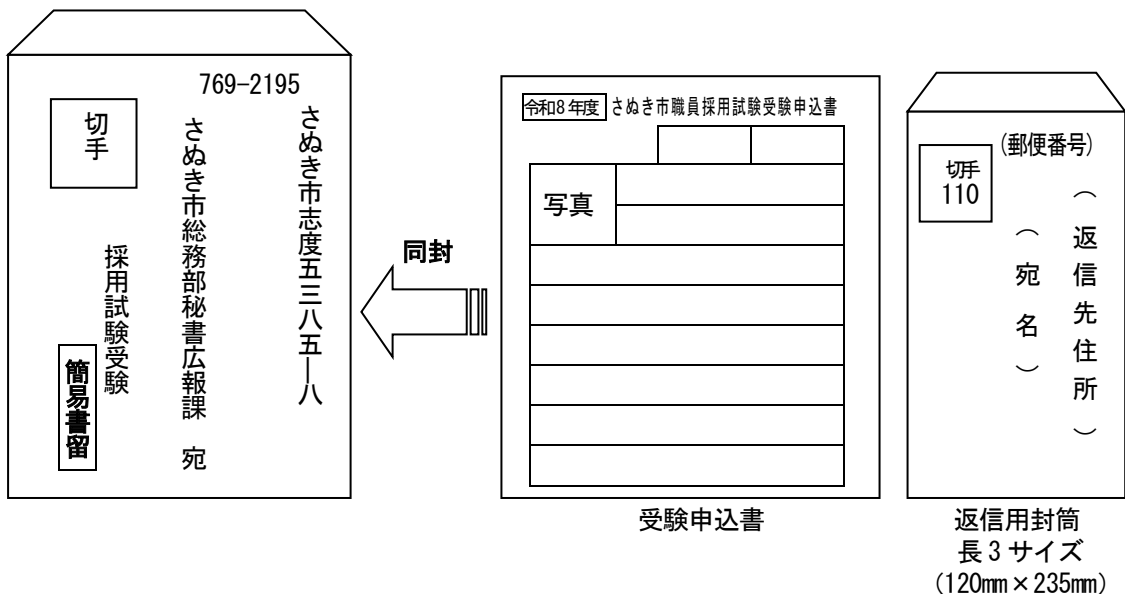
**この期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けません**のでご注意ください。

**【郵送により提出する場合】**

郵送により提出する場合は、必ず「**簡易書留**」としてください。

受付期間を過ぎて到着した申込書は、**「簡易書留」で令和8年6月3日（水）までの消印のあるものに限り**受け付けます。

申込封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、返信用封筒（前記(ア)参照）を同封してください。



(ウ) 受付場所又は郵送先

さぬき市役所（3階）総務部秘書広報課

〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8 電話 087-894-6372

※寒川庁舎総合支所及び津田・大川・長尾の各出張所では受け付けできません。ご注意ください。

※ 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返却しません。

また、受験申込書及び提出書類に記載されている個人情報、この採用試験及び採用手続以外の目的に利用することはありません。

ただし、申込書内の「氏名・住所・生年月日・電話番号の提供について」の欄に署名をした場合は、さぬき市が会計年度任用職員を募集する際に、申込書に記入した氏名・住所・生年月日・電話番号の情報を、秘書広報課が関係部署に提供することがあります。

(3) 受験票の送付

受験票は、受付後返信用封筒でお送りしますが、受験票が 6月17日（水）までに到着しないときは、さぬき市役所総務部秘書広報課（087-894-6372）へ必ずお問い合わせください。

**〔インターネットにより提出する場合〕**

**★インターネットからでも申込ができます**

◇ホームページアドレス [ <https://www.city.sanuki.lg.jp/> ]

トップページにある『キーワードから探す』に『正規職員』と入力しアクセスしてください。

詳しくは、そちらをご覧ください。

◇令和8年5月11日（月）から令和8年6月3日（水）午後5時15分までに到達したものを受け付けます。

## 8 試験成績通知書の請求

第1次試験又は第2次試験の不合格者に対しては、受験者本人の請求により、試験成績をお知らせします。

(1) お知らせする試験成績の内容等

対象者	試験成績の内容	お知らせする時期及び方法
第1次試験の 不合格者	第1次試験の総合得点 及び順位並びに種目別の得点	第1次試験の合格者発表の日以後又は 請求があった日以後、郵送します。
第2次試験の 不合格者	第2次試験の順位	第2次試験の合格者発表の日以後又は 請求があった日以後、郵送します。

※第1次試験の合格者及び第2次試験の合格者（補欠合格者を含む。）については、それぞれ合格した試験の試験成績はお知らせしません。

(2) 請求方法

試験成績通知書の返信用封筒（長3サイズ）に宛先を記入し、試験成績通知書の「請求ラベル」（受験票の右下に印刷してあります。）を貼り付け、110円分の切手を貼って提出してください。

(ア) 第1次試験の当日に提出する場合

提出する返信用封筒を第1次試験の試験場所へ持参してください。

第1次試験終了後、それぞれの試験室において回収しますので、係員の指示に従って提出してください。

(イ) 合格者発表後に提出する場合

受験者本人が、さぬき市役所（3階）総務部秘書広報課へ返信用封筒を持参してください。この場合、受験票と本人であることを確認できる書類（免許証、旅券等）を提示してください。

受付時間及び期間は、次のとおりです。

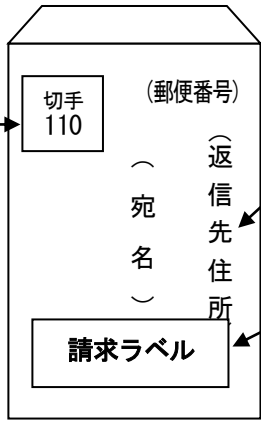
○受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

○受付期間：第1次試験の不合格者は、第1次試験の合格者発表の日から 1か月間

第2次試験の不合格者は、第2次試験の合格者発表の日から 1か月間

**返信用封筒**

必ず **110 円切手** を貼ってください。



受験申込書の合格通知等の送付先欄に記入した住所を記入してください。

請求ラベルがはがれないようにのりでしっかり貼り付け、セロハンテープで留めてください。

※ 記入事項に未記入や誤りがある場合又は請求ラベルや所定の金額の切手が貼られていない場合は、試験成績をお知らせできないことがありますので、ご注意ください。

長 3 サイズ (120mm × 235mm)

**9 第 1 次試験日当日の注意事項**

- (1) 持ち物
  - ・ 受験票 (紛失した場合は、受付でその旨を申し出てください。)
  - ・ HB の鉛筆 (第 1 次試験の択一式試験の採点は、コンピュータで行います。)
  - ・ よく消える消しゴム
  - ・ 腕時計等 (試験会場内には、時計はありません。携帯電話等を時計として使用することはできません。)
- (2) 試験会場内では、必ず携帯電話等の電源を切ってください。マナーモードも不可とします。
- (3) **受付時間に遅刻した場合は、受験できません。**
- (4) 受験のために要する交通費等の経費は、すべて自己負担となります。
- (5) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望がある場合は、あらかじめ総務部秘書広報課 (087-894-6372) に申し出てください。
- (6) 台風等のために、やむを得ず日程を変更しなければならなくなった場合には、さぬき市のホームページでお知らせする予定です。
- (7) 試験場所案内

JR 志度駅から約 500m

**【試験場所】**



**10 問合せ先**

さぬき市役所 (3 階)

総務部秘書広報課 電話 : 087-894-6372 (直通)

〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8

